

**非常ドアに客室乗務員の配置とライセンス制導入を求める署名にご協力ください!**  
(詳細4面参照)

# フエニックス

## PHOENIX

＜発行者＞  
航空安全推進連絡会議 03-3742-9359  
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770  
航空労組連絡会 03-3742-3251  
<http://www.kohkuren.org/>

# 好調な旅客需要 売上げ堅調

第1四半期決算  
航空大手2社



出発手続きを待つ旅客。羽田空港国際線

## 両社トップ計画通りアピール

### 好業績予想される中間決算

24年3月期決算で好業績を上げた航空大手2社。24年度の第1四半期決算も予想通りの好決算となりました。8月は2つの台風の影響を受け、欠航が相次ぎました。報道によれば、台風7号では日航と全空の国内線・国際線を合わせて約700便超が欠航し、10号では27日から31日かけ欠航が相次いでいますが、影響は限定的と言われています。ANAとJALの第1四半期決算の特徴と今後の見通しを考察します。

両社の第1四半期決算

ANAの収入は5167億円(前年同期比557億円増)、営業利益303億円(同134億円減)、純利益247億円(同59億円減)でした。一方、JALの収入は4240億円(前年同期比426億円)、EBITは221億円(同92億円減)、純利益139億円(同91億円減)となりました。

これを踏まえ、ANAグループの芝田CEOは「今年度は、現行中期計画戦略の折り返し地点として、売上高2兆1900億円(過去最高水準)、営業利益1700億円を掲げていますが、スタートとなる第1四半期は、ほぼ年度計画に沿って順調に推移しています」と社員向けメッセージで述べ

ました。JALグループの鳥取CEOも決算会見で「第1四半期の計画を達成し、順調なスタートを切る事ができた」「売上収益は、各事業セグメントも前年度対比で増収となり、第1四半期として再上場後の最高額を達成した」と述べたうえで、人件費の増額については、「人件費は」費

用ではなく、投資と考えている。状況を見ながら(人材への投資を)積極的に実施していきたい」と述べました。このように、両社トップは、24年度が順調に推移していることをアピールしていますが、通期見通しについては、両社ともに変更はありません。

ANAグループは、当面は足元を固め、2026年以降の成長を目指す保守的な姿勢を示しています。一方、JALは円安が懸念されるものの、

ANAが前年同期比8%増の149万1千人、JALは2%増の112万5千人。国際線旅客数は、ANAは前年同期比9%増の23万4千人、JALは7%増の21万1千人と堅調でした。また、日本政府観光局(JNTO)の発表によると、7月の訪日外国人旅行者数は329万2500人で、2

カ月連続で単月過去最高を記録し、1月から7月までの累計で2106万9900人となり、過去最速で2000万人を突破しました。出国日本人数は2019年対比で6割にとどまっています

が、この状態で推移すれば、好調な旅客需要に支えられ、中間決算も好業績が予想されます。

## 脆弱な空港の受入れ体制

ANAグループでは、着実に利益を積み上げるために、「一人ひとりが更なる付加価値創造に取り組む」ことを掲げ、各職場で「付加価値に重点を置いた生産性向上」を呼び掛けています。しかし、空港現場で働く人々

が、今年には支援策もなく、従来の姿に戻ったなかでの数字であり、夏休みみの旅客需要も順調に推移しています。今後は、夏期繁忙の努力が報われるよう、年末交渉に向けた準備をしていきたい」と話します。

9月は3連休が2回あり、航空会社にとっては旅客需要を取り込み、増収に弾みをつけたところ。インバウンド需要も好調に推移しており、この状態が続けば2024年の年間の訪日外国人旅行者数は3500万人を超えることが予想

されています。

## 訪日外客2000万人突破

ANAグループでは、着実に利益を積み上げるために、「一人ひとりが更なる付加価値創造に取り組む」ことを掲げ、各職場で「付加価値に重点を置いた生産性向上」を呼び掛けています。しかし、空港現場で働く人々

が、今年には支援策もなく、従来の姿に戻ったなかでの数字であり、夏休みみの旅客需要も順調に推移しています。今後は、夏期繁忙の努力が報われるよう、年末交渉に向けた準備をしていきたい」と話します。

9月は3連休が2回あり、航空会社にとっては旅客需要を取り込み、増収に弾みをつけたところ。インバウンド需要も好調に推移しており、この状態が続けば2024年の年間の訪日外国人旅行者数は3500万人を超えることが予想

されています。

### ■主な記事から■

- ▶ 危険な暑さの中での作業を強いられるランプ作業。懸念される疲労蓄積の影響……………2面
- ▶ どうする…労基法見直し③。変形労働時間制は抜本的な見直しが必要……………2面
- ▶ KLM雇止め撤回裁判(控訴審)：9月11日口頭弁論で組合側の主張を補強……………3面
- ▶ JCA懲戒処分取り消し裁判：労組委員長、情報提供は組合活動の一環……………3面
- ▶ 安全会議だより：羽田空港で発生した航空機事故対応など1年間の活動を討議……………4面

労働相談は航空連に  
03-3742-3251  
e-mail/honbu@kohkuren.org

### 誘導路

「日本の少子化が止まらない」1-6月に発表された2023年の出生率は1.20と過去最低になりました。30年以上も前から出生率は低下しているのに、有効な対策は取られず、状況は悪化しています。●中央大学の山田昌弘教授(家族社会学)は、「少子化の要因が『未婚化』ということば、多くの学者が何十年も前から唱えていることです」(7月8日付「朝日新聞」)。「30、40年前の若者は、人並み以上の生活を送れることを疑わなかったから結婚に踏み切ることができた」が「1990年代初頭のバブル崩壊。日本経済は停滞し、非正規社員が増えるなど若者の間に格差が広まった。中流生活から転落する」という不安が強まり、結婚や出産を控えるようになった」と1995年、経営者団体の日経連が「新時代の『日本的経営』で、労働者を3種類に分けることを提唱し、その後、非正規労働者が増加し、現在では、労働者に占める非正規労働者の割合は約4割に●山田教授は政府が有効な対策を打てない理由について、「非正規雇用者の増大という現実を見ずに、大卒、大都市居住、大企業勤務」の若者を想定したものであった●政府には、若者に安定した雇用と収入を提供し、安心を与えられる政策を全部やっ

# 危険な暑さのランブ作業

## 懸念される疲労蓄積の影響

危険な暑さのなかでの作業が続く空港のランブ業務。各社では水分補給などの熱中症対策が講じられていますが、人手不足などの影響で長時間の出っ放し作業が常態化し



貨物コンテナを取り降ろす作業者

ており、不安全な事例も報告されています。今後は、夏場の疲労蓄積による影響が懸念されます。多くの会社が水分補給を中心とした熱中症対策が行われていますが、職

場からは「危険な暑さ対策としては十分ではない」との声が上がっています。ANAグループではランブ作業を行う整備士やグラウンドハンドリングの従業員を対象にファン付きベストが導入され話題になりましたが、炎天下で長時間作業する人からは「熱風が入ってくるだけ」と評判はぼつとしません。JALグループサービス（JGS）でも、過去にファン付きベストのトライアルが実施されましたが、効果が得られず導入を見送った経緯があります。

一方、不安全事故が後を絶ちません。航空局によると、23年度のグラウンドハンドリングにおける制限区域での事故が56件と統計を取り始めて以降、最多となりました。この傾向は今年度も続いており、航空連の調べによると、福岡空港でJALのグラウンドハンドリングを行うJGS九州では、6月・7月に事故や不具合事例が相次いで発生しています。伊丹空港でANAのグラウンドハンドリングを行うOSAAAPでは、6月中旬から7月中旬にかけて5件の不安全事故が発生し、うち3件は

人身事故です。羽田空港でもグラウンドハンドリングでの不安全事故が相次いでおり、ANAASでは航空機損傷事故や車両事故などが第1四半期（4～6月）で24件発生しています。JGSでは、5月にプッシュバック時に航空機同士の接触事故を起こしていますが、その他にも人身事故や車両事故、手荷物の誤搭載など大小合わせて23件発生しています。JGSの成田地区で行われた労使懇談会では、会社が「一歩間違えば重大インシデントや人身災害に発展しかねない事例が発生している」との認識を示しています。

し、教育や訓練も追い付いていません。そのため作業者の負担は増え労働強化につながっています。成田空港でグラウンドハンドリングを行うA社では、残業が常態化しており、従業員の月間平均

厚労省によると、今年地域別最低賃金の目安は、中央最低賃金審議会の答申により、Aランク、Bランク、Cランクともにそれぞれ50円引上げ、全国平均は1054円になりました。ただし、各地方最低賃金審議会で、目安を上回る51円～54円アップの答申が出ており、目安を上回る地域もそうです。中央審議会の答申は、

ANASでは、早番作業者が炎天下で5時間も出っ放しの連続作業になつており、事故を誘発しかねない。作業効率だけを追求すると、現場は疲弊してしまう」と指摘しています。

最低賃金50円増平均1054円 年収220万円さらなる引上げ必要

消費者物価の上昇などを重視し、引き上げ率は5%となりました。最賃引き上げに対しては、多くの労働団体が時給1500円以上を求め地方最賃審議会に上積みをもとめてきました。10月から順次適用されます。

航空では、コロナ禍で運休が相次いだ際、乗務時間に応じた乗務手当が激減したため、時給換算した賃金が最低時給を下回り、急遽会社が賃金補填した事例が発生しました。物価高騰のなか安心して生活するには十分な引上げが必要です。

## 変形労働時間制は抜本的な見直し必要

前号で、40年ぶりの労働基準法見直し議論の主要な論点の一つとして、

労働時間規制の緩和があることを報告しました。今回は変形労働時間制やみなし労働時間制・高度プロフェッショナル制度などをみていきます。

労働時間規制の緩和があることを報告しました。今回は変形労働時間制やみなし労働時間制・高度プロフェッショナル制度などをみていきます。

具体的には「1カ月単位の労働時間制」は、労使協定に基づいてのみ導入可能な制度に見直し、事前特定ルールを厳格化し、開始後に使用者による変更を禁止する原則の徹底。勤務当りの上限設定や休憩などの措置を求めています。

まず、事業場外みなし労働時間制です。厚労省の調査では、適用対象者の割合は、雇用労働者の7%弱です。規定では、事業場外で労働する場合労働時間の算定が困難な場合に、一定の基準を設け労働したとみなす制度

です。しかしスマートフォン等を含む情報端末が普及している昨今、事業場外であろうと、通信が困難な場所を除けば、使用者が労働者の労働時間を把握することが困難なケースはほとんどないことから、労働時間管理の強化と、安易な適用を認めないための要件の厳格化、あるいは廃止を検討するよう求めています。

高度プロフェッショナル制度については、人事権も業務の決裁権もない労働者に高い年収、年104日の休日、健康福祉確保措置といった適用要件をふまえても、認めるべきでない。廃止が妥当と述べます。

次回はテレワークや割増賃金規制、副業・兼業の割増賃金などに関する議論をみていきます。

民間研究機関の調査によると、イギリスの最低賃金は10・42ポンド（日本円で1959円）、フランスは11・65ユーロ（同1864円）、ドイツは12・41ユーロ（同1986円）、オーストラリアは23・23豪ドル（同2253円）。米国は国の最低賃金は7・25ドルで、バイデン大統領は15ドルに引き上げられることを表明していますが、州によっては15ドルを上回っており、ワシントン州で16・28ドル（同2442円）、ニューヨークやカリフォルニアは16ドル（同2400円）です。

先進国と比較して依然として低い賃金水準にあります。最低賃金の引き上げは賃金の底上げにつながります。物価高のなかで安心した生活のためには思い切った時給引き上げが必要です。

## どうする… 労基法見直し

労働時間規制の緩和があることを報告しました。今回は変形労働時間制やみなし労働時間制・高度プロフェッショナル制度などをみていきます。

労働時間規制の緩和があることを報告しました。今回は変形労働時間制やみなし労働時間制・高度プロフェッショナル制度などをみていきます。

具体的には「1カ月単位の労働時間制」は、労使協定に基づいてのみ導入可能な制度に見直し、事前特定ルールを厳格化し、開始後に使用者による変更を禁止する原則の徹底。勤務当りの上限設定や休憩などの措置を求めています。

まず、事業場外みなし労働時間制です。厚労省の調査では、適用対象者の割合は、雇用労働者の7%弱です。規定では、事業場外で労働する場合労働時間の算定が困難な場合に、一定の基準を設け労働したとみなす制度

です。しかしスマートフォン等を含む情報端末が普及している昨今、事業場外であろうと、通信が困難な場所を除けば、使用者が労働者の労働時間を把握することが困難なケースはほとんどないことから、労働時間管理の強化と、安易な適用を認めないための要件の厳格化、あるいは廃止を検討するよう求めています。

高度プロフェッショナル制度については、人事権も業務の決裁権もない労働者に高い年収、年104日の休日、健康福祉確保措置といった適用要件をふまえても、認めるべきでない。廃止が妥当と述べます。

次回はテレワークや割増賃金規制、副業・兼業の割増賃金などに関する議論をみていきます。

民間研究機関の調査によると、イギリスの最低賃金は10・42ポンド（日本円で1959円）、フランスは11・65ユーロ（同1864円）、ドイツは12・41ユーロ（同1986円）、オーストラリアは23・23豪ドル（同2253円）。米国は国の最低賃金は7・25ドルで、バイデン大統領は15ドルに引き上げられることを表明していますが、州によっては15ドルを上回っており、ワシントン州で16・28ドル（同2442円）、ニューヨークやカリフォルニアは16ドル（同2400円）です。

先進国と比較して依然として低い賃金水準にあります。最低賃金の引き上げは賃金の底上げにつながります。物価高のなかで安心した生活のためには思い切った時給引き上げが必要です。

### 最低賃金答申額

ランク	答申額	現行額	ランク	答申額	現行額
A (50円)					
東京	1163	1113	京都	1058	1008
神奈川	1162	1112	兵庫	1051	1001
埼玉	1078	1028	和歌山	979	929
千葉	1076	1026	岡山	982	932
愛知	1077	1027	山口	978	928
大阪	1114	1064	広島	1020	970
B (50円)					
北海道	1010	960	福岡	991	941
宮城	973	923	香川	968	918
福島	950	900	徳島	954	904
群馬	985	935	愛媛	947	897
栃木	1004	954	C (50円)		
茨城	1003	953	青森	948	898
新潟	981	931	秋田	947	897
石川	983	933	山形	950	900
福井	981	931	岩手	943	893
富山	998	948	鳥取	950	900
長野	998	948	大分	949	899
山梨	988	938	高知	947	897
静岡	1034	984	佐賀	950	900
三重	1023	973	長崎	948	898
滋賀	1017	967	熊本	948	898
岐阜	1000	950	宮崎	947	897
奈良	986	936	鹿児島	947	897
			沖縄	940	890

# 組合側の主張を補強

## KLM雇止め撤回裁判

### 9月11日控訴審

ジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）のKLMオランダ航空雇止め事件1・2・3陣訴訟は、9月11日に控訴審5回目の口頭弁論が行われ、その後和解協議が行われる予定です。今回の裁判では、地裁判決は通則法に基づきオランダの法律が適用され無期雇用を認めたと、組合が主張した時期はオランダの法律における時効期間を過ぎており、会社側が一審判決は無効だと主張していることに対し、組合側がオランダの弁護士の見解を基に反論します。この意見書には、時効は適用されないとの見解が示されており、組合側の主張が補強されています。

この口頭弁論が終了すれば、次回裁判で会社側が反論を行い結審となる予定です。また、和解協議も並行して行われており、前日6月10日時点で双方の主張に大きな隔たりがありました。今後の歩み寄り次第では和解の可能性も残されています。

昨年3月27日、29名の無期雇用を実現する画期的判決から間もなく1年半が経過し、控訴審はいよいよ大詰めを迎えようとしています。この判決は、日本で採用されたものの実質はオランダ本社で採用されたことと評価できるといふ通則法の適用が認められたもので、他に判例がないため、その評価には賛否が分かれています。組合側は、会社主張に対する組合側の反論は、やり切ったと言えま

す。一審勝訴でも全く予断を許さない状況にあり、引き続き裁判傍聴支援をよろしくお願ひします。

■控訴審第5回口頭弁論  
9月11日11時〜東京高裁511号法廷

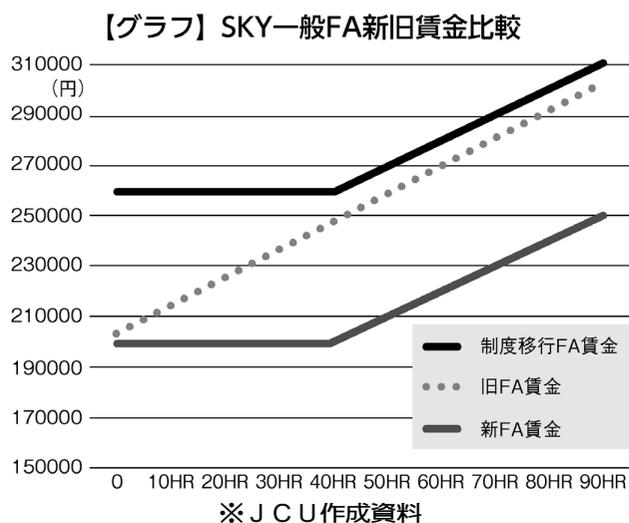
■9月19日「東京地評争議支援総行動」KLM日本支社前行動14・45  
(和解協議の状況により中止の可能性あり)

## JCU 格差と賃金ダウンの制度 SKYに賃金見直し要求

JCUSカイマーク支部は、8月22日に24春闘の団体交渉を行い、2017年に導入された賃金制度の問題点を追及しました。

JCUスカイマーク支部は、8月22日に24春闘の団体交渉を行い、2017年に導入された賃金制度の問題点を追及しました。Aの基本給20万円は、40時間分の乗務手当が含まれるため、旧制度と比較すると40時間分(約4万円)をただ働かしていることになりました。結果として、旧制度から移行したFAと新制度適用のFAとの間に大きな格差が生じています。

新制度では定期昇給が行われるものの、会社説明資料では平均昇給額は5千円程度であり、ただ働きの4万円分を取り戻すには8年かかる計算になります(グラフ参照)。さらに、先任FAに昇格した場合、旧制度に比べ新制度では賃金が大幅にダウンし、2017年以前に入社したFAが先任FAに昇格する



※ JCU作成資料

一方、新制度となった17年度以降に入社したFAは、基本給に40時間分の乗務手当が上乗せされたことで、乗務時間が少ない場合はメリットのある

が先任FAに昇格する

# 情報提供は組合活動の一環

## 記録や証拠示せず 噂をもとに証言

8月5日、東京地方裁判所で、ジェットスター・ジャパン（JJP）の懲戒処分取り消しを求める裁判において、証人尋問が行われました。この裁判は、労働組合「ジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA）」の執行委員長と執行部メンバー1名が、それぞれ20日間および15日間の出勤停止処分を受けたことに対し、組合に対する不当労働行為として懲戒処分の取り消しを求めているものです。

1つ目の懲戒処分は、JCA執行委員長が過去の手当の支給額に関して誤情報を流布し、職場の不安を煽り、人事本部の業務を妨害したとして処分を受けたと証言された。これに対し、JCA執行委員長は「自らが個人として情報を流布した事実はなく、これらの情報は組合活動の一環としてJCAから組合員に正当に発信されたものである」と証言しました。また、真実を述べたにもかかわらず、弁明が受け入れられなかったことによる精神的苦痛や「組合メールは誰が書くのか、誰が確認するのか」といった組合運営に関する繰り返し質問による圧力や不安を感じたと証言しました。

2つ目の懲戒処分は、JCA執行部メンバー1人が、給与の誤控除について問い合わせを行った際の執拗な言動が、上



長であるマネージャーに精神的苦痛を与えたとして処分されました。人事部長は、支給額の誤りや客室本部と人事本部間のコミュニケーション不足は認められたものの、15日間の出勤停止処分は正当であると証言しました。しかし、原告側代理人は、精神的苦痛を理由に出された診断書にもかかわらず、当該マネージャーが翌

## JCA懲戒処分取り消し裁判

### 東京地裁で証人尋問

日からフライト業務を行っていた点や、会社側が主張する2度にわたる口頭注意には根拠がないことを指摘しました。また給与の間違いを指摘していなければ見過ごされていたこと、問い合わせから2か月以上も対応されなかったことが原告に大きな精神的ストレスを与えていたと述べました。

裁判官からは、本件では和解ではなく判決を行うことが双方当事者に確認されました。最終弁論は10月21日に予定されており、その後判決が言い渡される見込みです。

JCA結成メンバーでもある執行部2名への懲戒処分は、JCAに対する会社の敵視姿勢を浮き彫りにし、社内には大きな波紋を広げました。不安を感じて組合を脱退した者もいる一方、多くの組合員は圧力に負けることなく組合が主体となり対話による協力関係を築くことこそが航空の安全と企業価値を高めると信じ、当日も多数の組合員が傍聴に駆け付けました。また、JCAの加盟する航空安全推進連絡会議をはじめ、その他の支援者も多く駆けつけ、裁判に対する高い関心が伺えました。

8月9日には千葉労働委員会が不当労働行為救済申立の審問が行われました。労働委員会の命令は2025年2月頃になる予定です。今後のJCAの活動と裁判の行方に注目が集まります。

JCA 委員長

# 全国幹事会を福岡で開催

## 羽田事故対応など1年間の活動を総括

航空安全会議は、7月17日と18日の2日間の日程で、第58期第3回全国幹事会を福岡県にて開催



1年間の活動を話し合う幹事会メンバー

し、本部および成田、名古屋、大阪、鹿児島、沖縄の各支部から、のべ71名が来出席とオンラインで参加し、有意義な議論と情報交換等を行いました。

全国幹事会は定期的に開催しており、今回の議題は、年間の取り組みに対する一定の総括と次期に向けた調整が行われました。特に、今期の特筆すべき活動として、1月2日に発生した羽田空港での航空機衝突事故に関する取り組みについて、今回の会議においても多くの時間を費やしました。

この取り組みは、2月に開催した全国幹事会でも、取り組み経過の共有や航空安全会議のスタン

また、全国幹事会恒例の空港管制委員会では、「ゴーアラウンド時に、パイロットが想定する操作と、管制官が意図する挙動が異なっていること」が議論された他、パイロットや管制官以外の職掌の方々にも興味深い内容がテーマにあがるなど、非常に盛り上がる議論が由来しました。

今回の会議は少し駆け足の中で議題を消化することになりましたが、活発な議論を通じて、航空安全会議の設立の柱である「安全」に対する一層のコミットメントを全体で確認することができました。

7月18日午後からは、福岡国際空港株式会社への要請活動が行われました。今回は、例年の「要請」形式ではなく、率直な意見交換の場とすべく「懇談形式」で実施され、お互いが懸念している問題を率直に共有し、今

# 絶望に寄り添い希望につながる名言

## 絶望名言

頭木弘樹とNHKラジオ深夜便制作班

8月15日は終戦の日。NHKスペシャル「二億特攻への道」で散っていった4000人の若者の実態「死の記録」を鑑み、夫婦で涙しました。生きることを諦めて絶望の中で散っていった4000人の若者の実態を丁寧に調査した番組



川野一宇アナウンサーの静かな声流れました。「古今東西の文学作品から絶望に寄り添う言葉をご紹介し、生きるヒントを探すシリーズ『絶望名言』。解説と名言の選定は、文学紹介者の頭木（かしらぎ）弘樹さんです。」

最初は「おかしな企画だなあ」と思いつつ聞いていくと、この頭木さんは、優秀な大学に入ったものの、20歳で難病を発症し、13年にも及ぶ療養生活を送って悩み苦しんだそうです。この時期に救いとなった言葉を「絶望名言」と名付けてまとめ、名言集『絶望名言カワカノの人生論』を出版されました。

### 読書のススメ

英語が分からない我が家のちびっこも、真剣に説明を聞いています。最近、訪日外国人旅行者が増えたことも影響しているのか、海外から来たと思われる子供たちも多く見かけました。そうした子供たちには、多国籍の方と思われる大人が案内役として付き添っていました。

### けいびむ

マクドナルドやガソリンスタンド、消防士、お医者さん、ケーキ屋さんなど、子供たちが遊びで真似をする姿をよく見かけます。子供たちは働く人々の姿をよく観察しており、その観察力に驚かされます。

# 航空連、代表団を派遣

## 第46回世界大会をマラケシュで開催

ITF (国際運輸労連) は、10月13日から19日の日程で、モロッコのマラケシュで第46回世界大会を開催します。期間中には民間航空部総会が開催され、民間航空部門委員会の委員の選出や

キャビンクルーの疲労に關する取り組みが話し合われます。

世界大会では、前回大会以降の活動報告や次の大会までの活動方針となる「ITFのビジョン2024-2029」、規約改正、加盟費などが討議されます。

世界大会には、日本からもITF加盟の多くの交通運輸労組代表らが参加する予定で、現地での結団式も予定されています。航空連からは赤坂議

長他2名が参加します。また、航空連は民間航空部総会に提出するためのカントリーレポートの準備をすすめています。



非常口ドアに客室乗務員の配置とライセンス制導入を求める署名にご協力ください!



オンライン署名可能です

### お詫びと訂正

406号(8月1日付)1面の「経験豊かなシニア活用へ」の記事に掲載した賃金表の説明のなかで、「JALのスコアは管理職からシニア以降の場合の賃金は、正しくは「JALのスコア」は、シニアに移行した際の職務や役割に応じた賃金」でした。誤解を与えている説明になってしまい、関係する皆様にはご迷惑をおかけしました。お詫びし訂正いたします。

英語が分からない我が家のちびっこも、真剣に説明を聞いています。最近、訪日外国人旅行者が増えたことも影響しているのか、海外から来たと思われる子供たちも多く見かけました。そうした子供たちには、多国籍の方と思われる大人が案内役として付き添っていました。

英語で学ぶ職業もあり、必要です。